

NPOバンク事業組合定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本組合は、自主・自律の精神でNPOやワーカーズコレクティブ等へ資金支援を行う北海道NPOバンクに対する融資を通じて、市民活動の発展を支援することを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、NPOバンク事業組合と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本組合（以下「組合」という。）は、事務所を札幌市に置く。

(規則及び細則)

第4条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規則及び細則で定める。

第2章 事業

(事業)

第5条 組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 北海道NPOバンクに対して劣後ローンによる融資を行う。

(2) 第1条の目的を達成するための啓発・広報及び情報の提供を行う。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第6条 次に掲げる者は、組合員となることができる。

(1) 法人その他の団体

(2) 20歳以上の個人

(加入の申込)

第7条 組合員になろうとする者は、細則に定める様式の加入申込書を提出し、理事会の承諾を得なければならない。

(出資金額)

第8条 出資単位は1口1円とし、10,000口以上の出資を要する。

2 前項の要件は、持分の譲受けによる加入、持分の譲渡、相続による加入、出資口数の減少においても維持されなければならない。

3 1組合員の出資口数は、総出資口数の100分の50を越えることができない。ただし、総会による特別決議がある場合は、この限りでない。

(出資金の払込)

第9条 出資は、全額払込とする。

2 第7条による理事会の承諾後、出資金の払込が確認された時点で、組合員になることができる。

3 追加出資の申込についても、前二項を準用する。

(持分の譲受けによる加入)

第10条 組合員でないものが、組合員から持分を譲受けることにより組合員となろうとするときは、第7条に準じ、加入の申込をしなければならない。

2 前項の場合、理事会の承諾後、細則に定める様式により持分を譲り受けた旨の届出を組合に届けた時に、組合員となる。

(相続による加入)

第11条 死亡した組合員の相続人は、第7条に準じ、加入申込書により3カ月以内に届けなければならない。

2 前項による届出がされた場合、相続開始の時に組合員となったものとみなす。

3 被相続人の持分につき、第8条第1項の要件を満たす限り、相続人で分割することを妨げない。

4 第1項による届出がない限り、相続人は出資金を当組合に寄付したものとみなす。

(任意脱退)

第 12 条 組合員は、決算終了後の細則に定める時期においてのみ、任意に脱退することができる。

2 脱退するときは、細則に定める様式の脱退申込書に記載して、組合に提出しなければならない。

3 組合に不利な事情がある場合においては、理事会の決議により脱退を延期することができる。

(非任意脱退)

第 13 条 前条のほか、組合員は次の事由により脱退する。

(1) 破産

(2) 成年被後見人

(3) 除名

(4) 解散

(5) 第 8 条第 1 項に規定する要件を満たさなくなったとき

(除名)

第 14 条 組合員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決により除名することができる。ただし、この場合、当該組合員に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 組合事業及び北海道N P O バンクの事業の妨害を行ったとき

(2) 法令等に違反し、組合及び北海道N P O バンクの信用を失墜させるような行為を行ったとき

(出資口数の減少)

第 15 条 組合員は、出資口数を減少させることができる。

2 出資口数を減少させるときは、細則に定める様式の出資口数減少申込書に記載して提出しなければならない。

3 出資口数を減少できる時期は、第 12 条第 1 項を準用する。

4 組合に不利な事情がある場合においては、理事会の決議により出資口数の減少を延期することができる。

(持分の払戻)

第 16 条 組合員は、出資口数の減少又は脱退の場合、その持分の払戻を受けることができる。

2 払戻の額は、決算終了後の組合財産の状況を勘案し、出資者間の公平を保つよう考慮したうえで、定められた規則に基づいて計算される。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会の決議により規則に基づく計算方法を変更することができる。

3 組合は、前項の払戻の額について、当該組合員から請求があった場合、その計算根拠を示さなければならない。

4 持分の払戻は、決算終了後の細則に定める時期に行う。ただし、第 12 条第 3 項又は第 15 条第 4 項の規定により延期した場合は、脱退又は出資口数の減少が認められた時に遅滞なく払い戻すこととする。

5 持分の払戻の際に発生する費用は、組合員が負担することとする。

第 4 章 役員及び事務局

(役員の定数及び選挙)

第 17 条 組合の役員は、10人以内の理事及び監事1人とする。

2 役員は、総会において選挙する。

(理事長)

第 18 条 組合に理事長1名を置く。

2 理事長は、理事会の決議により理事の中から選出する。

3 理事長は、組合の常務を行う。

4 理事長の職務を行うにつき支障がある場合、理事会の決議により理事の中から代行者を定める。

(事務局)

第 19 条 事務局は、理事長を補佐する。

2 理事会が事務局長を指名する。

(役員の任期)

第 20 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 総会及び理事会

(総会)

- 第21条 総会は、組合員により構成し、通常総会と臨時総会の2種とする。
- 2 通常総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に招集しなければならない。
 - 3 臨時総会は、理事会が必要と認めるときはいつでも、招集することができる。
 - 4 総会は、理事長が招集する。
 - 5 総会の議長は、理事長が理事の中から指名する。
 - 6 総出資口数の10分の1以上の組合員から要求がある場合、組合は総会を開かなければならぬ。

(総会招集の手続)

- 第22条 総会の招集は、会日より2週間前までに、会議の目的たる事項、日時、場所を記載した書面により通知を発しなければならない。

(総会の議決権)

- 第23条 総会の議決権は、出資口数による。ただし、議決権の不統一行使は認めない。
- 2 総会の決議は、出資口数の総数の過半数を有する組合員が出席し、この定款に別の定めがある場合を除いて、議決権の過半数により行うこととする。
 - 3 組合員は、代理人により議決権を行使することができる。ただし、代理人は組合員に限り、代理権を証明する書面を組合に提出しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第24条 第8条第3項、第14条第1項、第17条第2項、第31条第2項に規定する場合のほか、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の改正
- (2) 決算関係書類の承認
- (3) 事業計画の設定及び変更
- (4) 解散

(総会の特別決議)

- 第25条 前条の議決事項のうち、次に掲げる事項の決議は、出資口数の総数の過半数を有する組合員が出席し、議決権の3分の2以上に当たる多数により行わなければならない。

- (1) 定款の改正
- (2) 解散
- (3) 第8条第3項に規定する1組合員の出資口数が、総出資口数の100分の50を超えるとき

(理事会)

- 第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、理事の過半数により決する。
- 3 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。
 - (1) 加入の承諾
 - (2) 脱退の決議
 - (3) 除名を総会にかけることの承認
 - (4) 総会で議決することの承認
- 4 理事会は、定款又は総会決議に基づいて規則を定めることができる。
- 5 理事会は、組合の運営上必要と認めるときは細則を定めることができる。

(議事録)

第 27 条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成することとする。

2 議事録には、議事の経過及びその結果を記載し、出席した理事が署名することとする。

第 6 章 経理

(事業年度)

第 28 条 組合の事業年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日とする。

(事業引当金)

第 29 条 事業引当金は、将来の事業の損失に引き当てるためのもので、その額は規則によって算定されなければならない。

(剰余金の処分)

第 30 条 剰余金は、次期繰越金として処分する。

(損失の処理)

第 31 条 損失の填補は、事業引当金により充当する。

2 前項の規定によっても損失の填補に不足がある場合は、総会の議決により出資口数を減少させることができる。

3 前項の規定により出資口数を減少させる場合は、出資口数に応じて同一の割合で、出資口数を減少させる。

4 前二項の規定により出資口数が 10,000 口を下回った場合は、第 8 条第 1 項及び第 13 条第 5 号の規定は適用しない。

(財産の分配)

第 32 条 組合の解散のときにおける財産の分配は、出資口数に応じて按分する。

附則 (施行期日)

1. この定款は 2002 年 8 月 5 日から施行する。

2. この定款は 2005 年 8 月 29 日から一部改訂、施行する。

3. この定款は 2006 年 1 月 1 日から一部改訂、施行する。

4. この定款は 2007 年 8 月 27 日から一部改訂、施行する。